

藤本 利一

高等司法研究科・教授

【研究】

2017年度日本民訴学会大会シンポでのパネル報告「相殺期待の合理性について」(藤本利一)を踏まえ、近時の重要判例(最二小判平成28・7・8、最三小判令和2・9・8)について、大阪弁護士会司法委員会「倒産法実務研究会」において、研究講演「倒産法における相殺権の規律——近時の重要判例を踏まえて」を行った。

前者につき、松下淳一ほか編『倒産法判例百選[第6版]』『71 三者間相殺の可否』144頁-145頁(有斐閣、2021年1月)、後者は、『令和2年度重要判例解説』『8 請負人である破産者の支払停止前に締結された請負契約に基づく注文者の破産者に対する違約金債権による相殺』106頁-107頁(有斐閣、近刊)等において、判例評釈を行った。

コロナ禍が法的倒産制度に及ぼす影響につき、米国ブルッキングス研究所の論放を翻訳した(David Skeel/藤本利一(訳)「法的倒産処理制度と新型コロナウイルス」阪法70巻2号(2020年7月)147頁)。

藤本利一「流動資産譲渡担保と倒産法」事業再生と債権管理168号48頁(2020年4月)を公表した。

2020年度日本民訴学会大会にて、栗原伸輔准教授(神戸大学)・個別報告「会社更生法における『公正かつ衡平』の意義について」の司会を担当した。

【教育】

本年度は、民事訴訟法基礎、倒産法基礎、倒産法演習、および学問への扉、法学部演習を担当した。また、倒産法応用の授業に参加した。

当該年度も、山本和彦教授(一橋大学)、本学OB・OGからなる13名の倒産実務家の参加する上記「倒産法演習」を主催し、小畑英一弁護士(LM法律事務所)「企業再建の実務」、の授業実施等に関与、貢献した。

最高裁判所調査官によるZoom講義を、本研究科学生および連携先である関西大学法科大学院の学生を含めて、主宰し実施した(2021年2月)。

大阪大学社会経済研究所兼任教員であった。

【管理運営】

教務委員会委員(エクスターンシップ担当、2021年1月より、同委員長)

運営委員会委員(2021年1月より)

研究推進室員

教育課程委員会委員(全学)(2021年1月より)

社会経済研究所兼任教員

【社会貢献】

・民事調停委員

・大阪倒産実務交流会幹事

・大阪弁護士会司法委員会「大阪倒産法実務研究会」顧問

・大阪府消費者保護審議会委員

・大阪弁護士会司法委員会「大阪倒産法実務研究会」講演「倒産法における相殺権の規律——近時の重要判例を踏まえて」(2021年1月)